

◆参考資料「自治基本条例に関するおもな規定内容について」

※他自治体例については、おもにH24.4.1以降に住民自治(まちづくり)基本条例を制定した全国の自治体より挙げました。

項目名	項目のおもな内容	他自治体例	
情報公開	<p>○自治体が保有している情報を市民に公開する制度。市民が自ら必要とする情報の公開を市に請求し、この請求に応じて市が情報を公開するが、広報紙やホームページ、告示等の手段を使い、積極的に情報を提供する情報公表制度を含むと解釈される。</p> <p>○近年、高度情報化社会の進展、市民の市政への参画が一段と進む中で、より開かれた市政の実現が求められることから自治基本条例に定義することにより、情報の公開を総合的に推進していこうとするもの。</p> <p>【主な内容】</p> <p>①情報共有の原則 ②情報公開・提供 ③情報の収集及び管理 ④広聴・広報活動の充実</p>	・情報公開に関する審議(審査)機関の設置	草津市自治体基本条例
個人情報の保護	<p>○近年、情報通信技術の発展により、電子化された情報をネットワークを介して、大量かつ迅速に処理することが可能となり、個人情報の保護の必要性が急速に高まってきた。</p> <p>○国においては、平成15年に個人情報保護関連法を成立させ、地方自治体においても、関係諸例規を整備するなど、個人情報の保護施策を講じることが重要な課題となっている。</p> <p>○個人情報の適正な取扱いの基本となる原則を確立するためにも、情報公開制度と同様に自治基本条例に定義し、自治体として総合的に推進していくことが必要となっている。</p>	・別に定める	大和郡山市自治基本条例 瑞穂市まちづくり基本条例 他
会議公開の原則	<p>○自治体の政策形成に影響ある議論を公開することで、市民に適切な判断、決定ができるようするもの。「会議の公開に努める」「原則として公開とする」</p>	・法令等に定めのあるものを除き原則、懇話会、審議会等の会議を公開	近江八幡市協働のまちづくり基本条例 大分市まちづくり基本条例 他
行政評価	<p>○行政評価とは、行政が行う施策や事務事業を「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあがっているか」という視点から客観的に評価・検証を行うもので、評価結果を事務改善・計画の見直しにつなげることで、翌年に活かしていく手段のこと。</p> <p>○行政活動の評価に関する情報を公開することによって、説明責任を果たし、開かれた行政運営を目指す。</p> <p>○制度の実施は、個別条例により行われることとなるが、自治基本条例に根拠を置くことにより、市の姿勢、方向性を広く市内外にアピールし、制度の有効な活用が期待できるもの。</p>	<p>・効率的、効果的な市政運営のため適切な目標設定に基づく行政評価の実施に努め、結果を施策の見直し組織の改善等に反映</p> <p>・行政評価の内容、結果の公表、市民の意見聴収。 ・総合計画の進行管理、予算、組織改善への反映。</p> <p>・市民参加含めた外部評価の取り入れ</p>	近江八幡市協働のまちづくり基本条例 大和郡山市自治基本条例 久喜市自治基本条例
財政運営の基本事項	<p>○自治体は、財政の状況を総合的に把握して的確な分析を行い、明確な方針のもとに、最少の経費で最大の効果を挙げる効率的・計画的かつ健全な財政運営を行うよう最大限の努力を傾ける必要がある。</p> <p>○そのためには、予算の編成や執行、財政の状況等が市民にわかりやすく公表され、また、適正かつ効率的に執行するという必要がある。</p> <p>【主な内容】</p> <p>①運営の原則 ②財政状況の公表 ③総合計画との連動 ④予算編成 ⑤予算執行 ⑥決算 ⑦財産管理</p>	<p>・総合計画や行政評価の結果を踏まえた財政運営及び市民への公表</p> <p>・財産の保有状況を明らかにし、適正管理及び効率的運用に努める</p> <p>・中期的な財政見通しのもとの予算編成</p>	大和郡山市自治基本条例 他 久喜市自治基本条例 他 大分市まちづくり基本条例 他
意見・要望・苦情等への応答	<p>○複雑・多様化する市民からの苦情、要望、提言、意見等に対し、市職員は誠実に応答することが求められている。</p> <p>○組織としての対応を確実なものとしていくためには、行政サービスの品質向上に向けた具体的な取り組み(システム化・マニュアル化等)や、職員一人ひとりの意識改革、各種手続きへの対応が可能となるようなレベルアップが必要となる。</p> <p>○市民が容易に利用でき、窓口で職員が対応できる体制を構築することが必要。</p>	・誠実、迅速な対応及び速やかな回答、再発防止のための原因分析。	近江八幡市協働のまちづくり基本条例 他
総合計画に基づく行政運営	<p>○まちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、長期的展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示すもの。</p> <p>○自治基本条例に規定することで、自治体の政策展開の根幹たる地位の確立を図るもの。</p> <p>【主な内容】</p> <p>①総合計画に即した行政運営を行うこと ②総合計画の策定に当たって市民参画の規定</p>	<p>・自治基本条例で定めた基本理念、基本原則に基づいた総合計画の策定</p> <p>・総合計画と特定分野の計画との整合性</p> <p>・実施政策目標の数値化、必要に応じた見直し</p> <p>・市民参画による策定</p> <p>・計画の構成、議決、市長任期ごとの策定、公表、見直し等</p>	大和郡山市自治基本条例 大分市まちづくり自治基本条例 草津市自治基本条例
説明責任	○自治体は市民からの信託を受けて活動しているこ	・「意見・要望・苦情等への応答」を含めて規定	瑞穂市まちづくり基本条例

	とから、活動の意義や効果・影響等を市民に説明する責任を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・政策立案、実施、評価等各段階における、市民へのわかりやすい説明 ・市政に関するわかりやすい説明 	<p>久喜市自治基本条例 他</p> <p>庄原市まちづくり基本条例 他</p>
行政手続	<p>○行政運営の更正と透明化を図り、市民の権利利益の保護に資するための行政手続に関する規定。</p> <p>○行政手続条例を保障し一般化するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める条例により手続を行う 	<p>大和郡山市自治基本条例 他</p>
この条例の検討・見直し	<p>○自治基本条例については、時代の変化に対応した新しい状況への適合が求められていることから、期間を定めて、常に見直しをすることを定めているのが一般的。</p> <p>○見直しをする必要があるときは、審議会・意見公募手続などの手段により、市民の意見を聴いて、改正などの措置を講じることが望ましい。</p> <p>【主な内容】</p> <p>①見直し期間を定めたもの、または期間を定めずたったもの</p> <p>②関連諸制度の見直しの規定</p> <p>③市民の意見の反映</p> <p>④市民の見直しの要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5年を超えないごとに検討(見直し委員会を設置) ・5年を超えないごとに、市民の意見を聴いた上で検討 ・自治基本条例に基づく市政運営が行われているか検証する制度を設ける。 	<p>大和郡山市自治基本条例</p> <p>大分市まちづくり自治基本条例 他</p> <p>草津市自治基本条例</p>
危機管理	<p>○近年、国内で発生するおそれのある危機は、地震や水害などの自然災害、大規模な火災、化学物質の漏洩などの事故、テロ災害、公共施設への不審者侵入事件、重篤な感染症・集団食中毒など多岐に及んでおり、従来型の防災対策だけでは不十分な状況となってきた。</p> <p>○市民の生命を預かる自治体は、いつ起きともわからない不測の事態に常に備え、市民、関係機関等との協力のもと危機管理体制の確立に努める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不測の事態に備えた総合的、機動的な危機管理体制の整備、市民・関係機関・他自治体との連携 ・自主防災組織との連携、国、他自治体との連携、協力。 ・個人情報の取扱い範囲内における防災・救援に資する情報提供 ・地域との交流、関係の構築 	<p>大和郡山市自治基本条例 他</p> <p>草津市自治基本条例 他</p> <p>草津市自治基本条例</p> <p>久喜市自治基本条例</p>
自治体・国等の他機関との連携 協力	<p>○一自治体では対応できない行政課題を、他自治体と連携しながら解決を図るということを規定するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決を図るため、他自治体、大学、NPO、専門機関等との協力し課題解決に努める。 ・国際社会との交流、連携 ・国や県と対等な関係にあることを踏まえた適切な役割分担、連携協力 	<p>大和郡山市自治基本条例 他</p> <p>久喜市自治基本条例</p> <p>米子市民自治基本条例 他</p>